

(資料2) 公募要領について

2019年2月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部 「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局

e-mail : shouene@nedo.go.jp

表紙（受付期間・問い合わせ先）



平成31年度 戦略的省エネルギー技術革新プログラム 第1回 公募要領

本公募要領はNEDOのホームページ (<https://www.nedo.go.jp/>) の
公募・調達サイトからダウンロードすることができます。
*本公募は、平成31年度予算の成立を前提に募集を行うものです。

■応募書類受付期間

郵送の場合：2019年2月20日(水)～2019年3月22日(金)NEDO必着
持参の場合：2019年2月20日(水)～2019年3月26日(火)正午

■受付時間(持参の場合)

10:00～12:00、13:30～17:00
(最終日は正午迄、土・日・祝日を除く)

< 応募書類受付期間 >

郵送：2/20(水)～3/22(金)

※NEDO必着

持参：2/20(水)～3/26(火)正午

<お問い合わせ>

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部

「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局
電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

問い合わせ先：
shouene@nedo.go.jp

P.1 1-3. (1) 対象となる「エネルギー」について

P.3 1-3. (3) 技術開発フェーズについて



1-3. 事業内容

(1) 対象となる「エネルギー」について

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、省エネ法)に定められたエネルギー(熱、電気)を対象としています。本プログラムでは、これらの大幅な使用量削減が見込まれる技術開発に対し助成します。省エネ法に合致しないエネルギーは対象外です。

例えば、総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換、使用エネルギーの一部を単に、風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替したもの、原子力発電、バイオマス燃料製造などは対象としません。詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトを参照してください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

エネルギー使用量削減のない
技術&再エネは対象外

(3) 技術開発フェーズについて

開発リスクや開発段階は開発技術ごとに異なるため、3つの技術開発フェーズを設けています。また、各技術開発フェーズを組み合わせた提案も可能です。技術開発フェーズ移行時にはステージゲート審査を実施し、高い成果と、十分な省エネルギー効果が見込まれる技術開発テーマに対しては、シームレスに支援を行います。

なお、採択テーマの期間は交付決定日から最長2021年度末までとし、以下(※1)の条件を前提として、2022年度以降の技術開発フェーズの実施内容についても“参考”として提案を行うことは認めます。

※1 採択テーマ終了は原則として最長2021年度末までとしますが、2022年度分以降の政府予算の目処が立つ場合を条件として、引き続き継続を認める可能性があります。

テーマ期間について
最長2021年度末まで

※2022年度以降の計画は
“参考”として提案可能。
予算が成立した場合は、
継続することも可

P.7 1-3. (8) 実施体制の要件

1名の**技術開発責任者**を選出
技術開発責任者は、主任研究者候補（委託先、共同研究先は除く）から選出

(8) 実施体制の要件

- ① 全ての技術開発フェーズにおいて、企業が実施体制に含まれていることが必要です。
- ② 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。
- ③ 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- ④ 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。
- ⑤ 大学等の単独提案は、原則として認めません。

学術機関等から民間企業への委託・共同研究は原則不可

実施体制が大学等のみで構成される提案は原則不可

P.8 1-3. (10) 技術開発費

(10) 技術開発費

① 技術開発費の経費項目については、課題設定費項目に従ってください。

② 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。

③ 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を助成事業者毎の年間技術開発費総額の50%未満とすることが必要です。

④ 助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額助成*します。

⑤ 助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

*「定額助成」とは年間技術開発費総額の1/3の額、又は5千万円のいずれか低い額を上限とし、当該経費には助成率は乗じないもので、フェーズの助成率に関わらず100%負担し、率助成となります。

委託・共同研究費は助成事業者ごとの年間技術開発費の半分未満とすること
共同研究先が学術機関等の場合、費用はNEDOが100%助成（条件あり）

提案者と委託・共同研究先間の契約は、費用は提案者が全額負担（消費税含む）する契約とすること

P.9 2-2. e-Radでの応募基本情報の登録

2-2. e-Radでの応募基本情報の登録 (e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>)

応募受付期間内に、e-Radへ応募基本情報の登録を完了してください。

手続きの概略を(1)～(4)に示します。(参考<添付資料4>)

(1) 所属研究機関の登録とログインIDの取得

応募までに、提案者の所属する研究機関(所属研究機関)がe-Radに登録されていることが必要です。また連名提案の場合、それぞれの提案者の所属する研究機関(所属研究機関)がe-Radに登録されていることが必要です。

各所属研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決め、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請(研究者申請も併せて)行ってください。

登録されると、ログイン用ID(11けた)、所属研究機関及び電子証明が発行されます。なお、登録手続きに2週間以上かかる場合も、e-Rad操作マニュアルを参照してください。

e-Rad研究機関向けページ システム利用に当たっての
https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

e-Rad研究者向けページ システム利用に当たっての
https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」への登録・申請が必要

登録は下記URL:

<https://www.e-rad.go.jp/>

要領に記載の手順で提出ください

研究機関の登録手続きに2週間以上かかる場合も

応募予定の方は早めに登録してください

P.11 2-3. (3) 応募書類及び提案書等様式
 p.12 2-3. (4) 応募書類作成における注意事項

(3) 応募書類及び提案書等様式

各応募書類と提出部数を下記に示します。様式の指定がないものを除き、NEDOが定めた様式（NEDOの「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」のウェブサイトに掲載された基本スキームの最新の様式）で作成してください（古い様式のものは受け付けません）。

今年度の様式を使用し、以下に留意し作成

- ・ 様式1~6, 9, 10は正1部、副2部が必要
- ・ 複数の提案者がいる場合
 様式1, 7は提案者毎に作成
 様式8は体制内全法人毎に作成
 様式10は体制内全法人をまとめて記載
- ・ 提案書とともにDVD-Rを提出
 様式2, 様式3-1 : Excel
 様式3-2 : PowerPoint
 様式4 : Word

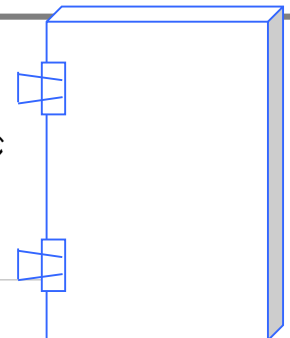
(4) 応募書類作成における注意事項

<全般的事項>

- (ア) 提案書等様式 : 必ず本公募要領に対応する様式を使用してください。正しい様式以外で作成された提案書は受け付けません。（年度、何回公募であるかで様式は異なります）
- (イ) 使用言語 : 日本語
- (ウ) 用紙 : A4判縦長（横書き）で作成してください。提出時は左綴じクリップ止めにしてください。ホッチキス止めは行わないでください。
- (エ) 使用する字体（フォント） : 内容が判読し易い字体を使用。フォントは10.5ポイントを基本としてください。
- (オ) 印刷 : モノクロ片面印刷にて提出してください。

A4判縦長（横書き）、モノクロ片面、書類を左綴じクリップ止めで提出

イメージ



P.14 2-3. (5) 応募書類の受理

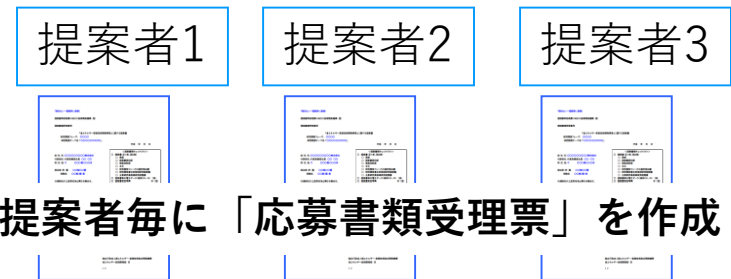
(5) 応募書類の受理

- 1) 提案書を受け取った後に、応募書類等受理票を提案者に郵送します。
- 2) 応募の要件を満たさない場合、無効として書類を返却します。
- 3) 受付期間内に応募書類に不備が発見された場合には、受付期間内での修正を求めます。当該期間内に修正できない場合には、無効として書類を返却します。
- 4) 受付期間を過ぎて採択不採択決定通知までの間に、応募書類に不備が発見された場合には、原則、無効として書類を返却します。ただし、不備の程度が軽微であり、かつ、採択審査への影響が軽微であると判断できる場合には、この限りではありません。

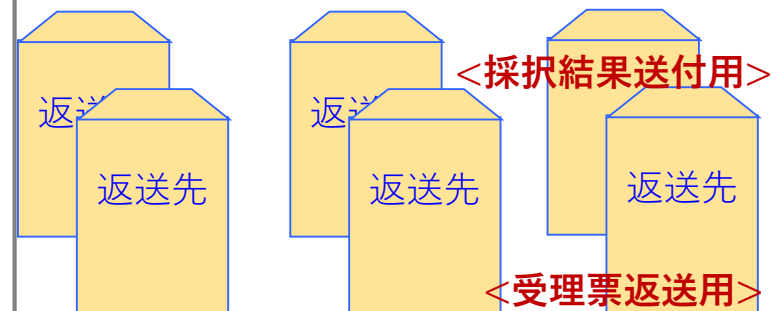
**応募書類に不備がある場合、
提出期限までに修正していただきます**

< 返送用の書類・封筒の準備 >

連名提案の場合



「返送用封筒」を用意
 ※提案者別に返送を希望する場合、
 2通×提案者数に相当する封筒を用意



角形2号(A4判が入る大きさ)

※提案書提出後に返送先(住所、担当者等)に変更が生じた場合は再提出願います

P.15 3-1. 審査の過程
P.16 3-4. 審査の日程

3. 審査について

3-1. 審査の過程

- 1) 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 2) 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の達成に有効と認められる女性事業者候補を選定します。
- 3) すべての応募タイプについて、審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDOから様式2に記載いただいた連絡先へ電子メールにてご連絡いたします。なお、プレゼンテーションの資料は基本スキーム指定の様式（「戦略的省エネルギー技術革新プログラム平成31年度第1回公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。
- 4) 提案内容の確認のために、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。
- 5) 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を決定します。
- 6) 公募締切後から採択不採択通知までの間、助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには、NEDO（外部有識者を含む）は一切応じることができませんので、予めご了承ください。

<審査について>

すべての応募タイプでプレゼンテーション審査を行う場合があります
行う場合の日時、場所等はNEDO事務局より連絡します

審査基準は、3-2をご覧ください
日程は3-4をご覧ください

3-4. 審査の日程

公募の締め切りから事業開始までの概略のスケジュールは、以下の通りです。「3-1. 審査の過程」に記載された方法によって審査を行い、公募の締切日から、70日以内に結果を提案者に対して通知します。

2019年

- 3月26日(火) 正午……………公募締め切り
- 4月～5月(予定)……………外部有識者による採択審査委員会
- 6月(予定)……………採択結果の決定及び通知
- 7月(予定)……………交付決定・事業開始

P.17 3 - 5. (3) テーマ概要の公開
P.18 4 - 1. (2) 交付申請書作成にあたっての制限
P.18 4 - 2. (5) 次の技術開発フェーズに進むための評価

(3) テーマ概要の公開

採択テーマの概要（テーマ名、提案者名、予算額、事業期間、事業概要及び省エネルギー効果量等）につきましては、原則として公開する予定です。

採択テーマの概要については、原則公開します

(2) 交付申請書作成にあたっての制限

申請時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただく必要があります。

採択された後、**交付申請書**を提出
採択決定後、**提案者の判断で実施体制を変更することは特別な理由がある場合を除き不可**
提案時の**総額を超えた申請も不可**

(5) 次の技術開発フェーズに進むための評価

複数の技術開発フェーズの組合せで採択された場合は、次の技術開発フェーズに進む際、ステージゲート審査を受けていただきます。その際の審査結果に基づいて次の技術開発フェーズに進むか中止するかをNEDOが決定します。また、3年の期間で事業を行う場合は、2年目終了前に中間評価を行い、その際の審査結果に基づいて継続か中止かをNEDOが決定します。

- ・ステージゲート審査：現技術開発フェーズ終了前
- ・中間評価：3年事業の2年目終了前

3年事業の2年目終了前、現フェーズ終了前に実施する**中間評価、ステージゲート審査委員会**で、次の段階への継続可否を決定

P.21 4 - 3. 技術開発の終了後

P.21 5. 問い合わせ

(2) 事後評価

技術開発終了後に実施する予定の事後評価に協力していただきます。

(6) 調査への協力

- ① 技術開発終了後、成果のフォローアップ調査を行う予定です。ご協力をお願いします。
- ② 技術開発終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、<添付資料6>をご覧ください。
また、特許等の取得状況調査についても、協力いただく場合があります。

テーマ終了後に事後評価があります
また、開発成果についての追跡調査
もごございますので、ご協力よろしく
お願いいたします

5. 問い合わせ

本件に関する質問等に関しては説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせに関しては、公募締め切り前日の17時まで、下記宛電子メールで受け付けます（日本語のみ）。また、希望者に対しては、面談も受け付けます。（審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。）

○お問い合わせ先、面談お申し込み先：

省エネルギー部 「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

○e-Rad の操作方法に関しては、下記 e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせください。

<e-Rad ヘルプデスク： Tel: 0570-066-877 9:00~18:00（平日）>

問い合わせは電子メールのみで受け付けます（日本語のみ、電話不可）
※希望者には面談可能

P.25 添付資料 2 助成事業のポイント

<添付資料 2 >

「助成事業」のポイント

項目	助成事業（本プログラム）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDOがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「4-3」及び交付規程第16条参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	NEDO ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） （⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 NEDOの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にNEDOに報告、また資産標示票（NEDOのロゴシール）を貼付
NEDOの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「4-3」。助成事業の完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間）は納付、詳細は交付規程第25条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間）は提出、詳細は交付規程第24条を参照）

1. 処分制限：交付規程 第16条

- 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）
- 期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する

[内容]

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ**当機構の承認を受ける**必要がある

2. 収益納付：交付規程 第25条

- 助成事業者に相当の収益が生じたと認められたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる
- 期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降5年間**とする
※実用化開発フェーズは8年間

3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- 助成事業者に助成事業の**完了年度の翌年度以降5年間**、当該助成事業に係る**過去1年間の企業化状況**について、**報告書を提出**させるものとする
※実用化開発フェーズは8年間

<添付資料3>

省エネルギー効果量の計算方法と算出例

必要な省エネルギー効果量は、必ず下記の2つの指標に基づいて計算してください。

$$20XX年時点の省エネルギー効果量 = \text{指標A} \times \text{指標B}$$

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

指標B：20XX年時点の市場導入(普及)量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

・省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はkL/年)して表記してください。

この場合、発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kL(※)としてください。

※発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算すること(省エネ法施行規則第4条)による。

・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、(別表1)エネルギー源別標準発熱量のうち標準総(高位)発熱量を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端発熱量(8.683MJ/kWh)を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端発熱量(9.484MJ/kWh)の使用が正解ですので、ご注意ください。

・省エネルギーとは、使用する総エネルギーの合理化ですので、省エネルギー効果量算定にあたり、非化石エネルギーへの置き換え等は対象外ですので、ご注意ください。

・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。また、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠を併せて示してください。

・成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を加味して算出してください。

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

⇒成果物1つ当たりのエネルギー削減量

指標B：20XX年時点の市場導入量

⇒市場導入量=その時点でのストック

原油への換算は、

発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kL

としてください。

機器の消費電力を熱量換算する場合は、

電力受電端発熱量を使用してください。

計算に用いる数字は**客観的データを基に使用**

してください。また、**市場の規模や占有率**

率の予測は根拠を明記してください。